

## 文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備する。（第3条）

## 2 新旧対照表（議案集 59 ページ）

文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月文京区条例第6号）

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一から十一まで（略）</p> <p>第四条から第七条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（報告事項）</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一から十一まで（略）</p> <p>第四条から第七条まで（略）</p>